

平成10年6月1日

使用者
販売業者 殿
賃貸業者
廃棄業者

科学技術庁原子力安全局放射線安全課長

植田秀史

放射性同位元素等の安全管理の一層の徹底について（通知）

昨年、放射性同位元素の管理不十分から、放射性同位元素が散布され施設内が汚染し、容器等が施設外に放置されるという事件が発生したところですが、今般再び、放射性同位元素を所定の貯蔵場所に保管せず長期間にわたって使用場所に一時保管していたこと及び使用等の記録に不備があったことが要因となって、放射性同位元素の所在不明事故が発生いたしました。

また、同時に、放射性同位元素の所在不明が判明してから速やかに関係行政機関への通報連絡がなされず、当該事業所周辺住民を始め社会に対して、放射性同位元素等取扱事業所に対する不信、不安を生ぜしめる事態が生じました。

つきましては、放射性同位元素等を取り扱う貴事業所におかれましても、改めて保管管理状況を点検し、下記の事項に留意し放射性同位元素等の安全管理の一層の徹底を図るとともに、関係機関への連絡についても遺漏のないようよろしくお願い申しあげます。

記

(1) 放射性同元素及び放射性同位元素によって汚染された物は、作業者の監視下において試験操作等使用が継続している場合を除き、許可された場所以外では一時的にせよ保管しないこと。また、連続試験等特殊な作業条件がある場合には申請書にその旨を明記し、安全性の評価を行ったうえで申請を行うこと。

(2) 放射性同位元素の使用の記録に際しては、使用する者が使用数量、使用目的、使用方法、使用場所を具体的かつ確実に台帳に記載することとし、放射線取扱主任者はこれらが徹底されていることを確認することにより使用状況及び保管状況を監督すること。

(3) 放射性同元素及び放射性同位元素によって汚染された物については、日常の管理を徹底するとともに、許可上定められた保管場所及び使用場所においてその所在が確認できない場合は、速やかに法令に基づく事故届等を行うこと。